

監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定により、監査した結果を次のとおり公表します。

令和3年12月13日

桑名市監査委員	久徳 直矢
桑名市監査委員	伊藤 正広
桑名市監査委員	倉田 明子

住民監査請求に係る監査結果

第1 請求の受理

1 請求人

桑名市長島町 平山 正一郎

2 請求書の提出日

令和3年10月13日

3 請求書の受理

本請求は、法第242条第1項に規定する形式要件を具備しているものと認め、令和3年10月28日に受理することを決定した。

4 請求の内容

請求人から提出された請求の内容は、次のとおりである。

(原文のとおり。)

【令和3年10月13日受付 桑名市職員措置請求書】

請求の要旨

(1) 令和3年7月5日、桑名市長・伊藤徳宇氏が定例記者会見で発表した新型コロナワクチン接種（以下、ワクチン接種とする）の桑名市版企業等接種（以下、桑名市版企業接種とする）（事実証明書①）は、政府から桑名市が預かった大切な桑名市民の共有財産ともいえる新型コロナワクチン（以下、ワクチンとする）の配分が市内企業在勤者に優先的に配分され、制度の対象外となった多くの桑名市民のワクチン接種が大きく遅れることになり、結果として桑名市が三重県内でワーストクラスという他市町と比べても低い接種率となったこと。

(2) 桑名市版企業接種によって対象である企業等の勤務者とその家族だけでなく、取引先企業と称して本来対象となる製造業、及びサービス業以外の業種の企業従事者なども含まれ、その従事者、及びその家族などにもワクチン接種が優遇され接種したこと（事実証明書②）により、ワクチン配分の公平性が著しく損なわれたにもかかわらず、桑名市はその事実を知らずながら現在もなお漫然と放置し続けていること。

(3) 桑名市版企業接種は桑名市在勤者であれば桑名市外在住者にも優先的にワクチンが配分された。その人数を請求人がコロナワクチン接種課（以下、当局とする）に対し公文書開示請求で問い合わせるも、桑名市情報公開条例第7条第2号、個人情報に該当するため、という理由で開示されなかった。（事実証明書③）しかし、提出した公文書開示請求では接種対象者個人の住所開示は求めておらず桑名市情報公開条例、及び個人情報保護法には抵触していない、隠蔽をも疑うような回答であるとの旨を当局の職員に伝えると、後日追加分として市区町村別住所地内外接種状況を開示された。（事実証明書④）開示資料によると正確な数字ではないものの、賃借差7,835回、3,918人分が桑名市版企業接種によって桑名市外在住者に使われたと推定され（事実証明書④市区町村別住所地内外接種状況）、それにより本来優先的に配分されるべき桑名市民への配分が大きく遅れ、又は行き届かなかったこと。

(4) 桑名市版企業接種によって桑名市内企業従事者にワクチンの配分が優遇され、対象者は負担なく医療従事者が職場など身近な接種会場に出向いてもらい接種を受けられた（事実証明書③企業接種計画書）。その一方で桑名市外に勤務する桑名市民が高いリスクに晒されながらも接種が受けられないという状況が長きにわたり続いたことにより、桑名市民本人が望まないカタチで職場での同調圧力に晒されたり、かかりつけ医での接種が叶わず遠方の桑名市外（四日市市、津市、名古屋市など）へ高額な交通費等を負担し接種を受けることを余儀なくされたことなど、市民に多大なる不安と混乱、並びに金銭的、及び精神的な負担を強いられたことなどは極めて不当、且つ不適切な施策であったと言わざるを得ない。

(5) 桑名市版企業接種は政府が定めた企業接種とは違い、医療従事者等の派遣や設備などの体制づくりも桑名市側が確保したことから、対象である特定企業のための別途予算が設定され、貴重な桑名市の公金¥2,770,508-が桑名市民以外のためにも使われた（事実証明書③支払調書）こともまた問題であると言える。

このように桑名市版企業接種の執行は桑名市長の権限を濫用し、一部の対象企業、及びその対象者に対してワクチン接種の優遇などの働きかけを行なったという事態が生じたことは大変由々しきことであり、今後の桑名市政への信頼を著しく損なったものである。

よって、厳正な監査の上、速やかな措置をとられることを求める。

請求の理由

1. 桑名市長が執行した桑名市版企業接種の施策が違法又は不当である理由

まず前提として、桑名市長が桑名市版企業接種を執行するに至った原因について関係者、もしくは関係団体による働きかけがあったのかどうかについての問題がある。

これについては個人情報に該当するため、明らかにされておらず定かではないが、以下に記す

ことを理由として監査過程において調査し明らかにした上で、違法、又は不当であることを確認いただきたい。

(1) 働きかけがあった場合、桑名市長自らが不当要求に屈したことになり、それにより桑名市民の共有財産であるワクチン、及び公金が差し出されたことになる。これは令和2年12月に有罪判決が出て、桑名市長自身が謝罪会見を行った桑員河川漁業共同組合の元組合長による不祥事の再発となり、桑名市長の責任は極めて重大なものである。

(2) 逆に働きかけが無く、桑名市長の権力誇示のため自らが行ったものであった場合は刑法193条の公務員職権濫用罪に相当する重大な問題（法定刑であれば2年以下の懲役、又は禁錮）であると指摘する。

(3) またいずれにしても桑名市版企業接種は令和2年11月に執行された桑名市長選挙で支援してくれた団体、及び企業への利益供与が疑われ、これは公職選挙法第221条第1項第1号ないし第3号、及び第5号ないし第6号の利益供与の規定に抵触（法定刑であれば3年以内の懲役、若しくは禁錮、又は50万円以下の罰金）の恐れがある。

2. 桑名市版企業接種により桑名市が行った財務会計上の行為

(1) 桑名市版企業接種の体制づくり（医療従事者の派遣、及び設備費など）により使用された公金¥2,770,508-は不当な支出として桑名市に損害を与えたものである。

(2) 桑名市民以外が接種したワクチン（推定7,835回分）は本来の目的である桑名市民の接種のためではない用途で使用された。これは市民の共有財産であるワクチンの管理、及び保全措置を怠ったものである。

3. 桑名市が行うべき措置

(1) 上記の理由により監査過程において地方自治法第199条各項の規定に基づき関係人に調査の上、働きかけの有無を確認すること。

(2) 働きかけがあった場合、その働きかけを行った人物、又は団体を特定し、その相手に対し不当要求行為に関する損害賠償請求訴訟、又は不当利益返還を行うこと。

(3) 働きかけが無かった場合、桑名市長に対し刑法第193条の公務員職権濫用罪の規定に基づき同法に準じた処分を求める。

(4) 働きかけの有無に関係なく、公職選挙法第221条第1項第1号ないし第3号、及び第5号ないし第6号の利益供与に関する規定に基づいて調査を行い、桑名市長に対し同法に基づいた処分を求める。

(5) 違法、又は不当な公金支出¥2,770,508-、及び公有財産であるワクチン推定7,835回分についてはこの返還を求める。

(6) 以上の全ての結果を桑名市民に広く（記者会見、桑名市広報、ホームページなどを活用して）公表すること。

添付資料：計13枚

事実証明書①令和3年7月市長定例記者会見資料より 全1枚

事実証明書②令和3年6月23日報道資料より 全3枚

(ニュース原稿、職域接種の図)

事実証明書③公文書部分開示決定通知書コ第20号の1 全7枚

(桑名市版企業接種の医療従事者支払調書、及び企業接種計画書を含む)

事実証明書④公文書開示決定通知書コ20号の2 全2枚

(市区町村別住所地内外接種状況を含む)

以上

【令和3年10月25日受付 桑名市職員措置請求書の補正】

3. 桑名市が行うべき措置

(5) を以下の様に修正する

(5) 桑名市版企業接種にかかる費用は国の職域接種と異なり市民の公平性を損なう点から、不当な公金支出¥2,770,508-及び公有財産であるワクチン推定7,835回分についてはこの返還を求める。

※国と市の職域接種の異なる点

医療従事者の手配などの体制づくりにおいて国の職域接種は企業側が負担するのに対し市の企業接種は桑名市側が負担すること (事実証明書②)

第2 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和3年11月11日に陳述の機会を設けたところ、請求人が出席した。なお、陳述書は次のとおりである。

【陳述書 (11月11日桑名市監査委員宛)】 (原文のとおり。)

請求の趣旨についてその説明と補足を下記のようにします。

『私は桑名市民が一番最初にコロナワクチンを接種できるようにしたい』この文章は昨年(令和2年)11月19日、市長選挙を前にした伊藤徳宇氏がFacebookに投稿した記事の一文である。この言葉を公約に3期目の当選となったことはご存知の通り。

しかし、ワクチン接種が早く接種できたのは一部の団体、及び企業に限定され、多くの市民は県内ワーストクラスといえる接種の遅れのせいで不安と混乱に巻き込まれた結果となり、この住民監査請求を提出した10月13日にも夕方にニュース報道されるといった不名誉な形で桑名市のワクチン不足が取り上げられた。

このような事態を生み出した原因であるのが、今回監査の対象としている『桑名市版企業等接種』である。これは桑名市長が独断で推し進めてきた『桑名市モデル』という愚策の一部であるが、この実態は今年の市長選挙で自分を支援した一部の団体に優遇という『ワクチンの賄賂』ともいえる接種制度であった。このように指摘をする。

(1) 桑名市版企業接種は、政府から預かった大切な桑名市民の共有財産ともいえるワクチンを桑名市は保全、及び管理する立場にありながら、その立場を悪用して桑名市長自らの権威を誇示するため、ワクチンを政争の道具とした。これは行政の私物化である。

問題はこの桑名市版企業接種という政策を執行するにあたって個人、もしくは企業、団体が桑名市長に対してなんらかの働きかけを行っていたのか？という点。もしも働きかけがあった場合、不当な要求に屈した桑名市長の責任はもちろんだが、その働きかけを行った者にも損害賠償責任訴訟などの適正な措置を行う必要がある。

逆に働きかけが無かった場合、桑名市長の行為は刑法の公務員職権濫用に関する規定、及び公職選挙法の利益供与に関する規定に抵触する違法行為であり、選挙管理委員会を通じて調査を行った上で厳正な処分が必要である。

(2) 桑名市版企業接種では製造業、及びサービス業といった対象業種でない企業が【取引先企業】というカタチでかき集められ、接種に必要な人数 360 人を確保し接種を受けている。これは事実証明書③-6 及び 7 の接種場所（黒塗り部分）や問診票等で確認すれば容易に判明するにもかかわらず、桑名市はその制度を悪用した事実を現在もなお放置している。

(3) 桑名市版企業接種という制度により、桑名市内の企業に勤務しているからという理由であらうことか桑名市に在住していない他市町の住民に桑名市民を差し置いて優先して配分した。その【目的外使用】を行ったことによるワクチンの流失はその保全、及び管理すべき桑名市が義務を怠ったと言わざるをえない。

そして問題はその数である。あくまで推定数（推定数である理由は後に述べるものとする）ではあるが、事実証明書④-2 の賃借差を参考にすると、7,835 回、3,918 人分のワクチンが桑名市版企業接種によってワクチンが市外在住者に優先的に接種され流失している。

この数字は事実証明書②-7 にある桑名市版企業接種の実施総計 15,930 回、7,965 人分と比較すると、桑名市版企業接種全体の 49.2%が市外在住者ということになり、桑名市版企業接種が桑名市民のための制度でなかったことが分かる。

もしも市外在住者のために使用された 7,835 回分、3,918 人分のワクチンが流失せず、本来の目的通りに桑名市民の接種に充てられていたならば、（桑名市版企業接種が完了に近づいた時期である）9月の一般市民を対象とした集団接種の実施数 1,175 枠から考慮すると約半月～1ヶ月早く桑名市民に充てられた計算となり、周辺市町と比較してもおよそ同等の接種率が確保できたと考えられ、桑名市民のワクチン接種の障害となっていた原因は桑名市長が公表していた政府のワクチン配分のせいでは決してなく、桑名市版企業接種という失策によるワクチン流失に原因があるということが明確に分かる。

また、この市外在住者の接種数を調べるにあたって、当局（コロナワクチン接種課）の隠蔽工作もあったと指摘する。請求人が公文書開示を求めた際、個人情報に該当する（桑名市情報公開条例第7条第2号）という理由で当局が開示を拒否。（事実証明書②-1 参照）これにより桑名市版企業接種による桑名市外在住者の正確な接種数を証明することが妨害され、やむなく賃借差を根拠とした推定数を提示している。

しかし事実証明のため行った公文書開示請求は個人の住所開示ではなく、被接種者の桑名市内

外の居住地区分とその人数の公開であり、桑名市情報公開条例の規定には抵触しない。また個人情報保護法にも抵触しない観点から、当局の対応は大変悪質であり、その通知書面に実施機関として署名のある桑名市長もこの隠蔽に関わったと考えるのが妥当である。

(4) 桑名市版企業接種という不公平なワクチン配分により、対象外である大多数の市民は、趣旨本文にあるようにコロナ禍という災害において不安と混乱に陥り、生命、身体、財産を危機に晒された。これは生命、身体、財産を守るという政治の根幹を揺るがす事態である。

(5) 最後に金銭的な問題。政府が主導の職域接種は事実証明書②-3にもあるように、医療スタッフの確保など体制づくりは企業側が確保するのに対して、桑名市版企業接種は体制づくりを桑名市側が確保することから、その費用¥2,770,508 - もの公金がこの不当な制度に充てられた。(事実証明書③-2~5参照) これは桑名市版企業接種が無ければ必要がない予算であり、対象となる特定企業、及び団体への利益供与であると指摘する。

よって、監査委員各位においては詳細な聞き取り調査を行った上で適切な措置、及び処分を行うよう請求する。

以上

2 監査対象部局の意見聴取及び弁明

監査対象部局を保健福祉部コロナワクチン接種課とし、本請求に対する意見書及び関係書類の提出を受け、令和3年11月11日にコロナワクチン接種課長ほか1名から意見を聴取した。なお、意見書は次のとおりである。

意見書(原文のとおり。)

1. 桑名市の新型コロナワクチンの接種状況について

11月5日現在、桑名市の新型コロナワクチン接種は、1回目接種完了者107,667人(対象者の83.8%)、そのうち2回目接種完了者は96,278人(対象者の74.9%)となっています。(接種対象者は12歳以上の128,500人)

なお、三重県内の各市町の接種状況については、6月13日から、毎週日曜日の中日新聞朝刊にて掲載が行われており、その推移からみて、本市のワクチン接種状況が、他市町と比較して大きく遅れ、接種率も低いという事実はありません。

北勢地域5市の接種状況(令和3年11月7日(日)中日新聞朝刊)

	1回目(接種率)	2回目(接種率)
桑名市	10万7667人(76.2%)	9万9524人(70.4%)
四日市市	23万4753人(75.4%)	21万6670人(69.6%)
鈴鹿市	15万1938人(76.3%)	14万8783人(74.7%)
亀山市	3万8180人(77.0%)	3万5008人(70.6%)
いなべ市	3万5184人(77.5%)	3万3218人(73.2%)

※四日市市のみ11/4現在、他4市は11/5現在

2. 桑名版企業接種について

桑名版企業接種は、

- ①市内での新型コロナウイルス感染症による大規模クラスター発生の未然防止
- ②予約方法の周知を始め、接種に至るまでの手続きの煩雑な外国人接種の推進
- ③一般者の接種機会の拡大によるワクチン接種の早期完了（要予約者の縮減）

を目的として、市が企画・立案した施策です。桑名市内に立地する事業所従業員 100 名以上の製造業またはサービス業が主体となり、単独または市内の企業等と連携し、360 人以上が接種を行う企業等の条件のもとで、桑名商工会議所、桑名医師会及び桑名地区薬剤師会のご協力を頂きながら、三重県との協議、近隣市町への協力依頼を行いながら実施しました。

接種体制については、3つの形態となっております。

- ①巡回接種：医療機関が企業へ出向き、企業の会議室などでの接種を行うもの
- ②医療機関接種：企業の従業員が、医療機関へ出向き医療機関で接種を行うもの
- ③集団接種：市が医療従事者を調整し、企業の会議室などで接種を行うもの

①及び②については、市内医療機関による個別接種の枠組みの中での運用を行っており、医療機関と企業で接種体制などの調整を行い、医療従事者の派遣や体制確保についての市の支出は行っておりません。

③については、医療機関、企業等との調整を行う中で、企業における産業医の活用や不足する医療従事者の派遣などの必要性から、現在、実施中の市の集団接種の枠組みを用いた接種体制を取ったもので、ワクチン接種に従事していただいた医師・看護師・薬剤師への所定の手当として 2,770,508 円の支出を行っております。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることを目的としています。

国が実施した職域接種については、ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくことを目的とし、1,000 人以上の単位での接種が条件とされておりました。

桑名市としては、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する目的の趣旨に照らし合わせて、先に述べました、桑名市内における新型コロナウイルス感染症のまん延防止、クラスター発生の未然防止、手続き等が煩雑な外国人への支援を進めることや、一般住民等の接種機会の拡大を図り、要予約者の縮減を含めた早期のワクチン接種完了に向け、接種の加速化を図るため、桑名版企業接種を実施しました。

なお、費用については、今回の新型コロナワクチン接種については、国の全額補助とされており、市の持ち出しは発生いたしません。

また、本市においても実施しましたが、各市町においても、エッセンシャルワーカーと呼ばれている市町内の福祉施設や学校などに従事する職員や教員等の方へのワクチン接種が実施されました。桑名版企業接種は、これらと同じ目的で実施したものです。市内の福祉施設、学校、企業における市内の従事者と同時に、同じ場所で従事する市外の方への接種を進めたことで、市内における企業や福祉施設などでのクラスター発生の防止効果があったと考えます。

ワクチンの供給量については、一般接種が始まった7月頃から、市が要望する数量に対して、配分される供給量が少なくなったことは事実です。しかしながら、この状況は本市だけのことでなく、全国的なことでありました。

三重県においては、国から県へ配分されたワクチンについて、各市町が実施した住所地外接種者数などを考慮して、各市町へのワクチン配分量の決定がなされており、おおむね県内全域でのワクチン配分が公平になるよう配分量が調整されています。

3. 請求人が求める事項について

①桑名市版企業接種は、市の施策として企画・立案したものであり、関係者や関係団体からの働きかけはありません。

②コロナ禍において、桑名版企業接種を進めることは、市内での大規模クラスター発生の未然防止、外国人接種の推進、一般者の接種機会の拡大によるワクチン接種の早期完了に資する適切な施策であり、また、県内各市町の接種状況の推移や、住所地外接種者数などを考慮した県のワクチン配分が行われたこと等からみても、桑名版企業接種は公務員職権濫用ではありません。

③桑名版企業接種は、新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることを目的とし実施している国策の中での市の施策であり、公職選挙法第221条第1項の利益供与に該当するものではありません。

④新型コロナワクチン接種については、全額、国からの補助事業です。桑名市版企業接種の実施は三重県とも協議しており、適切なものであり、不当な公金支出はなく、ワクチンの配分は県において適切になされており、返還は必要ありません。

4. 結論

以上のとおり、桑名市が実施した桑名版企業接種は適切であり、不当な支出ありません。

3 監査対象事項の決定

(1) 求める措置

請求人から提出された書面及び令和3年11月11日に聴取した陳述の内容により、請求人が求める措置を要約すると以下の6点である。

- ①桑名市版企業接種を実施することとなった関係者及び関係団体による働きかけの有無の確認
- ②働きかけがあった場合、その相手に対し損害賠償請求訴訟又は不当利益返還の実施
- ③働きかけが無かった場合、桑名市長への公務員職権濫用罪に準じた処分の実施
- ④公職選挙法第221条第1項の利益供与について調査を行い、同法に基づいた桑名市長への処分の実施
- ⑤桑名市長に対し、桑名市版企業接種にかかる不当な公金支出2,770,508円の返還及びワクチン推定7,835回分の返還について責任の所在を明らかにした上で処分を求める
- ⑥桑名市長から桑名市民へ広く謝罪会見等の実施

住民監査請求の対象は法第 242 条第 1 項において、地方公共団体の住民は地方公共団体の機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分等があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、当該地方公共団体が被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」と規定されており、対象が上記要件のいずれにも該当しないものは不適法と判断される。

その一方で、監査の対象範囲の解釈として、地方公共団体の執行機関又は職員がした財務会計上の行為（以下「当該財務会計行為」という。）とその原因となる非財務会計行為（以下「先行行為」という。）との関係については、当該財務会計行為自体が違法である場合だけでなく、当該財務会計行為と先行行為との間に一定の関係がある場合には、先行行為が違法であれば、当該財務会計行為も違法となるものというべきである。しかし、この関係を広く解釈した場合、財務会計行為の違法を争うことによって、その前提である行政作用一般を争うことができることになってしまい、住民監査請求の対象が財務事項に限定されているという原則に抵触することになるため、この関係は、先行行為が当該財務会計行為の直接の原因とすることができるような「密接かつ一体的な関係」であることを要するものと解するのが相当であるとされている（平成 4 年 11 月 30 日東京高裁判決同旨）

これらを踏まえると、本件請求において監査の対象とすべき事項は、財務会計行為及び密接かつ一体的な関係にある先行行為とすることが相当である。よって、請求人が主張する上記①～④、⑥は住民監査請求の対象となるべき行為のいずれにも該当しないことから不適法である。また、⑤のうち、ワクチン推定 7,835 回分の返還については、請求人への陳述時にその内容を確認したところ、ワクチンそのものやワクチンを金銭に換算しての返還を求めるものではなく、当該行為について、責任の所在を明らかにした上で処分を求める旨の請求であったことが確認できたことから、この部分についても不適法であると判断した。

以上のことから、桑名市版企業接種にかかる公金支出 2,770,508 円が、法第 242 条第 1 項に規定する不当な公金の支出にあたるかを監査対象事項とした。

第 3 監査の結果及び判断

1 事実関係の確認

(1) 桑名市版企業接種について

国が実施した職域接種は、新型コロナウイルスワクチンの接種に関する地域の負担軽減と接種の加速化を図ることを目的とし、企業や大学等で、1,000 人以上の単位での接種が条件とされている（自治体による接種に影響を与えないよう、接種に必要な会場や医療従事者等は、企業等が自ら確保することや企業単独での実施のほか、中小企業が商工会議所等を通じて共同で実施すること、企業が下請け企業など取引先も対象に含めて実施すること、大学等が学生も対象に含めて実施することなども可能とされている）。

桑名市版企業接種は、医療機関で行われる個別接種とは別に市が企画・立案し、市内に立地す

る従業員 100 名以上の製造業またはサービス業を主体とし、企業単独もしくは市内複数企業と連携することで 360 人以上の単位での接種を条件とした接種の手法で、企業が接種の対象であるものの国が実施した職域接種とは異なるものである。

2 監査委員の判断

本請求において、請求人は、桑名市版企業接種は市が医療従事者を手配し費用を負担していることが不当であるため、費用の返還を求めている。

そこで、請求人及び監査対象部局の主張並びに提出された資料、認定した事実に基づき監査した結果は、次のとおりである。

請求人は医療従事者の手配などの体制づくりにおいて、国の職域接種は企業側が負担するのに対し、桑名市版企業接種は市が負担することが不当であると主張する。これに対し、市は、桑名市版企業接種は国の職域接種とは異なる独自の施策で、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する目的の趣旨に照らし合わせ、早期のワクチン接種完了に向け、接種の加速化を図るための手段の一つとして実施したと弁明する。

過去に例の無い新型コロナウイルス感染症への対応について、どのような手法を選択するかは、市長の広い裁量に委ねられているものと考えられ、そのような裁量行為に関しては、裁量権の逸脱又は濫用があった場合に、当該行為は違法となるものと解される（最高裁平成 16 年 7 月 13 日判決、最高裁平成 20 年 1 月 18 日判決、最高裁平成 25 年 3 月 28 日判決同旨）。また、違法について判例が述べている論旨は不当についても当てはまると解釈する。

桑名市の新型コロナワクチン接種として、三重県と協議し、近隣市町へ協力依頼を行いつつ、桑名市版企業接種という手法を選択したことは、市の広範な裁量的判断であり、社会通念に照らして著しく不合理であるとは認められない。よって裁量権の不合理な行使があるとは言えないため、桑名市版企業接種にかかる公金の支出は、不当な公金の支出に該当しないと判断した。

3 結論

以上により、本件措置請求は、請求に理由がないため棄却する。